

6月23日～29日は男女共同参画週間

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには一人ひとりの取組が必要です。

内閣総理大臣を本部長とした男女共同参画推進本部は、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。また、令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズは、「あなたらしさが、社会のチカラ」に決定されました。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

7月は「再犯防止啓発月間」です

「再犯防止」は、罪を犯した人が再び罪を犯さないように指導・支援し、新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」の実現に向けた取組です。再犯の防止等の推進に関する法律では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と定めています。法務省では、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、「再犯防止啓発月間」において、再犯防止に関する様々な広報・啓発活動を重点的に展開しています。

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかしながら、安定した職業に就くことや住居を確保することができないことなどのために円滑な社会復帰をすることが困難となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。こうした人たちが再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として安定した生活を送るためには、本人が立ち直りに向けた努力をすることはもちろん、地域社会で暮らす皆様のご理解とご協力を得ながら支援を行っていくことも重要です。まずは再犯防止の取組を知っていただき、それぞれの立場でできることを一緒に考えていただければ幸いです。

皆様のご理解、ご協力が被害者も加害者も生まない未来へとつながります。